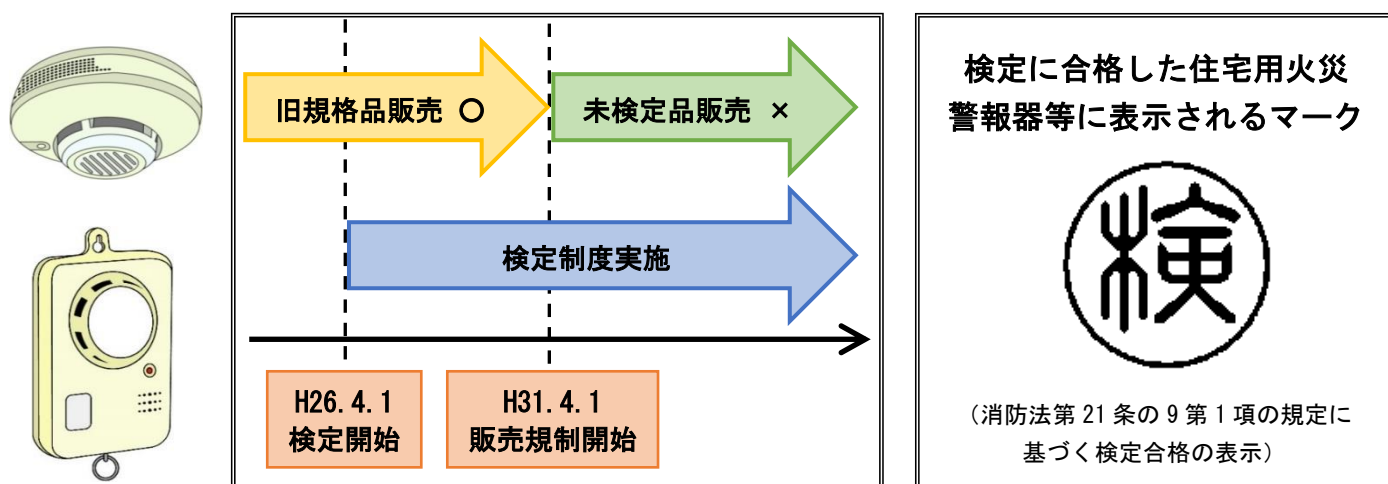


住宅用火災警報器に関するお知らせ

住宅用火災警報器は平成 31 年 4 月 1 日から、検定合格の表示がないものは、「①販売、②販売の目的での陳列、③設置・変更・修理の請負に係る工事への使用」が禁止されます。

(※平成 26 年 4 月 1 日の法改正により、検定を受けなければならない設備に追加されたことによるものです。)

すでに設置されているものについては、表示がなくても継続して使用することができますが、新たに設置する場合や交換する場合には表示があるものを使用してください。



また、規制日以降に表示がないものの販売等の情報を得た場合は、当消防本部予防課、またはお近くの消防署へご連絡ください。

〔あわせまして〕

エアゾール式簡易消火具については、平成 26 年 4 月 1 日より自主表示対象機械器具等に追加され、すでに平成 29 年 4 月 1 日より販売規制の対象となっています。

こちらも、表示がないものの販売等の情報を得た場合は、ご連絡ください。



規格に適合したエアゾール式消火具等に表示されるマーク



(消防法第 21 条の 16 の 3 第 1 項の規定に基づく技術上の規格に適合する旨の表示)

検定等の対象や経過措置について

詳しくはこちら↓ (配信元：総務省消防庁)

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_17/0723-1.pdf

お問合せ：石狩北部地区消防事務組合

消防本部予防課 TEL 0133-74-5379